

加算等に関する説明書

(介護保険)

以下の項目について必要な事項の説明を受けた場合は、同意の可否についていずれかを
囲んでください。

1 退院時共同指導加算(同意します ・ 同意しません)

病院・診療所または介護老人保健施設に入院もしくは入所中の方に、主治医等と連携して

在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章にして提供した場合に算定します。

退院・退所につき 1 回限りの算定ですが、特別な管理を要する利用者(※別紙 3)につい

ては 2 回までの算定が可能です。

退院時共同指導加算を算定するときは、初回算定しません。

2 初回加算Ⅰ・Ⅱ(同意します ・ 同意しません)

(Ⅰ) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院や診療所から退院した日に看

護師が初回の看護を行った場合に算定します。

(Ⅱ) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に初回に

限り算定します。

3 緊急時訪問看護加算(同意します ・ 同意しません)

訪問看護ステーションの看護師が、利用者やその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制が整備されていることです。当ステーションでは緊急時訪問看護における看護業務の負担軽減に取り組んでおります。

4 特別管理加算(同意します ・ 同意しません)

特別な管理を要する利用者(※別紙 3)に対して、計画的な管理を行うことで算定します。

5 早朝・夜間、深夜加算(同意します ・ 同意しません)

1月以内の2回目以降の早朝(6時～8時)夜間(18時～22時)深夜

(22時～6時)に夜間帯の緊急時訪問を行った場合、2回目から算定します。

6 長時間訪問看護加算(同意します ・ 同意しません)

特別な管理を要する利用者(※別紙 3)に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続いて訪問看護を行い、通算で1時間30分以上となったときに算定します。

7 複数名訪問看護加算(同意します ・ 同意しません)

1人で訪問看護を行うのが困難な場合、保健師・看護師・准看護師・理学療法士、作業療法士等、看護補助者が2人以上で看護を行った場合に算定します。

【対象の方】

- ① 利用者の身体的理由により、1人の訪問看護師が困難であると認められる
- ② 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合

8 ターミナルケア加算(同意します ・ 同意しません)

在宅で死亡された利用者において、死亡日及び死亡前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族へ説明したうえで、ターミナルケアを行った場合に算定します。

※ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む。

9 口腔連携強化加算(同意します ・ 同意しません)

口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関と介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合、月1回に限り算定します。

上記の項目について、必要とされる事項について説明を受け、同意の可否については記載のとおりです。

年 月 日

氏名 _____ 印

別紙 3 (介護保険)

特別管理加算とは、訪問看護ステーション等が、特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行うことで算定できる加算です。

特別管理加算(Ⅰ)の対象者

以下いずれかに該当する利用者

・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

特別管理加算(Ⅱ)の対象者

以下いずれかに該当する利用者

- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・ 在宅血液透析指導管理
- ・ 在宅酸素療法指導管理
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・ 在宅自己導尿指導管理
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・ 在宅自己疼痛管理指導管理
- ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・ 人工肛門、人工膀胱の設置
- ・ 真皮を越える褥瘡
- ・ 週3日以上点滴注射

算定条件

- ・ 対象の利用者について訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っていること
- ・ 利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること
- ・ 訪問の際、利用者の症状が重篤だった場合、速やかに医師による診療を受けられるように支援すること
- ・ 「真皮を越える褥瘡」の利用者には、1週間に1回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位と実施したケアを訪問看護記録書に記録すること
- ・ 「週3日以上点滴注射」の利用者には、点滴注射が終了した場合、その他必要な場合、主治医に速やかに利用者の状態を報告し、点滴注射の実施内容を訪問看護記録書に記録すること

留置点

- ・ 特別管理加算(Ⅰ)と特別管理加算(Ⅱ)はどちらか一方しか算定できません。
- ・ 初回加算(Ⅰ)と初回加算(Ⅱ)はどちらか一方しか算定できません。
- ・ 1人の利用者に対して1カ所の訪問看護事業所しか加算を算定できません。2カ所以上の訪問看護を利用している場合は、分配を事業所の合議で行うこととなります。
- ・ 介護保険における訪問看護の特別管理加算は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の特別管理加算、医療保険における訪問看護の特別管理加算と同月に算定することはできません。